

## 1 令和8年度部活動一覧

次に示す部活動の活動を認める。

- (運動系)： 男子陸上競技部・女子陸上競技部・野球部・サッカー部(夏季まで)・  
男子ソフトテニス部・女子ソフトテニス部・男子卓球部・女子卓球部・  
女子バレーボール部・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部
- (文化系)： 吹奏楽部
- (その他)： 自主研究部

## 2 部所属について

### (1) 所属

- ア 桃映中学校の生徒は1つの部に所属し活動することを推奨する。
- イ 令和7年度入学生において、自主研究部は、外部の団体に所属し、中体連の大会に本校から出場する選手が所属する部とする。その他の地域クラブ所属や習いごとの生徒については、令和7年度入学生より、「無所属」とする。
- ウ 在校生については、現在自主研究部に所属している生徒は、そのまま継続とし、今後転部を考える場合、無所属も視野に入れ、顧問、担任と相談をする。

### (2) 転部

- ア 事情があつて転部を希望するときは、担任と顧問どちらにも相談する。
- イ 保護者、顧問（現在所属している部及び転部希望先）、担任との相談の上決定する。  
※転部する場合は、本人・保護者ともに再転部しないことを了解の上行う。  
（ただし、規約などはなく状況に応じて再転部を認めることがある。）
- ウ 転部する場合は、学年教師が職員に周知する。
- エ 1年生については、家庭訪問で部活の様子を確認し、転部希望があれば個別相談に応じる。  
（ゴールデンウィーク明けまで）

## 3 服装について

- (1) 基本的には、制服・桃映ジャージ・ユニフォームで活動をする。（ただし、顧問が認めた場合は当てはまらない）
- (2) ウィンドブレーカーについては顧問の指示に従う。

## 4 活動時間

- (1) 長くとも平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は、3時間程度の練習とする。なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。

(2) 平日の活動時間は、下記とする。

	4～10月	11月～3月
終了時間	17時00分	16時35分
完全下校	17時15分	16時50分

## 5 休養日

- (1) 平日は水曜日、休日は土曜日か日曜日のどちらかを休養日に設定する。
- (2) 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で休養日を確保する。
- (3) 生徒の健康面を鑑み、校長の指示の元、部活動の時間を短縮したり、停止したり場合がある。

## 6 部費について

- (1) 部費（ユニフォーム代、遠征費など活動するために保護者負担を求めるもの）については、準要保護世帯への支給額（¥30,150/年）を超えないように配慮する。
- (2) (1)の額は、3年間で考え初年度分の超過分は2年目以降に考慮する。

## 7 部活動停止について

- (1) 中間テストの3日前、期末テストは7日前からテスト終了までを部活動停止とする。
- (2) 部活動停止期間中であっても、以下の場合は活動を認める。

**上位大会につながる大会が、定期試験直後の土日どちらかに開催される場合**

(例) 中丹開催後、ベスト4までは府大会へ参加できるなど

(条件)

- ア 生徒とその保護者、職員に対して2週間以上前から活動を行うことを周知している。
- イ 活動は、自由参加とし保護者の判断により参加不参加を決定できる。
- ウ 活動時間は、1時間程度とする。
- エ 教師の管理下で行い、部活動のルールを守ることができる。
- オ 顧問が責任をもって、戸締まりや下校指導を行える。
- カ 顧問が出席状況を把握し、学年主任や担任と連携できる。

## 8 部室使用規定

- (1) 部室は用具の保管、部員の着替え以外の目的では使用しない。
- (2) 部室内は、日常から整理整頓に心がける。
- (3) 使用後は責任を持ってカギをかけ、職員室に返却し家に持ち帰らない。
- (4) 部室内飲食をしない。
- (5) 自分の所属している部の部室以外には入らない。

## 9 下校当番について

- (1) 各部半月交替で担当する。(部活動費が支給される単位で下校当番を割り当てる。)
- (2) 教室の戸締まり、下校放送、校門での下校遅れ点検を担当し、日誌をつける。
- (3) 活動のない日などで当番活動ができない場合は、あらかじめ他の部に当番を依頼しておく。
- (4) 最終下校後、5分以内に当番の仕事を終えて、下校すること。

10 部活動費について（生徒会費から）

（1）基本金 10,000 円 + 人数×500 円程度 とする。（2 学期頃支給予定）

※人数は 5 月 1 日付けの数とする。

（2）自主研究部、無所属の生徒について、部活動費の返金を個別に行う。

11 校外の活動や対外試合について

（1）大会とは

試合については、大会（要項があり、主催者が団体）の場合、学校長の了解のもと参加・不参加を決定する。ただし、顧問主催のものについては、練習試合扱いとする。

（2）対外試合の活動時間

練習試合では、生徒が試合を行っている時間の合計を半日程度とする。

（3）宿泊を伴う遠征について

原則、宿泊を伴う遠征については、認めない。ただし、上位大会進出による泊を伴う遠征については、認めることがある。その場合は、引率職員は 2 名以上とする。

（4）移動手段について

校区外に出る場合は、保護者の送迎、公共交通手段（職員の管理下）を利用するものとする。また、生徒を保護者の車に乗り合わせて搭乗させる場合は、原則保険をかけて行う。

（5）職員の車への搭乗

生徒を職員の車に搭乗させることはしない。緊急時やむを得ず対応する場合については、学校長の了解のもと行う。

（6）校外にて活動を行う場合は、休日部活動届を校長に提出し許可を受ける。

12 緊急ミーティングについて

次の事が生じた場合は、顧問と一緒に、緊急ミーティングを行う。

（1）活動中、活動前後、下校中に不要飲食があった場合

（2）部内で不当なしごき、いじめ、暴力が起きた場合

（3）部室使用規定に反した場合

（4）下校時間に遅れた場合など

※緊急ミーティングの内容※

① 原因の究明

② 再発防止の工夫

③ 必要に応じ練習を制限する（部活動担当・部活動顧問により判断→管理職に確認→実施）

13 部活動参加に関わって

生徒が遅刻や欠席、体育の授業を見学した場合の部活動参加に関する基準を下記の通りに設け、教職員が統一して指導にあたる。

（1）部活動に参加できない場合（→基本的に帰宅を促す）

ア 定期テストを受けきれていない場合。

イ 体調不良で体育の授業を見学した、もしくは体育時に保健室で休んでいた場合。

ウ 保健室で授業を 1 時間以上休んだ場合。

エ 体調不良で遅刻して来た場合。

※ウエにおいては、帰宅を促すが担任と顧問で連携を十分に図る。体操服忘れて授業を見学し部活の服がある場合は、顧問と連携して対応する。

(2) 部活動に参加できる場合 (→参加できるが、させなければならないことはない。)

ア 金曜日休んだその週の土日 (ただし保護者との連携を図る)。

イ 体調不良以外で遅刻して来た場合。

※アにおいては、担任と顧問で連携をして対応にあたる。参加をする場合は、月曜日に休むことがないよう、十分に保護者と連携を図る。イにおいて、本人の状況が様々に考えられるので、今後の約束や見通しをもって対応にあたる。(例えば、「毎日寝坊して毎日部活動はフルです。」ということが無いよう、教師間の連携を図って対応する。)

(3) 留意点

基本的な考えとして、「授業を受けていない、学校生活がきちんとできないのに部活だけする」ことを安易に認めない。ただ生徒の様々な状況や背景が異なるので、いずれの場合においても、必ず担任や顧問、教科担当、養護教諭と連携を図る。

#### 14 3年生の部活動参加について

(1) 引退 (大会終了) 後の3年生については、部活参加はできない。ただし、クラブ特技生など、必要と認めた場合のみ行う。また、参加する際には、担任、顧問、保護者の同意の上行う。

ア 入試に実技試験がある場合 (綾部高校スポーツ科など)

(ア) 基本は家庭で実技試験の準備をするが、生徒・保護者の依頼があれば検討する。

(イ) 三者懇談で最終進路先や本人・保護者の意思が明確となり、冬休みから実技試験前日までとする。

(ウ) 実技試験後もトレーニングを希望する場合は、合格発表後の参加とする。

(エ) 保護者・担任・顧問との参加のための確認事項を決定する。

イ 特技生として進学する場合 (クラブ奨学生、推薦入学生徒など)

(ア) 基本は家庭でトレーニングを行うよう指導するが、生徒・保護者の依頼があれば検討する。

(イ) 三者懇談で最終進路先や本人・保護者の意思が明確となり、冬休みから試験前日までとする。(開始時期については要相談)

(ウ) 入試後も希望する場合は、合格発表後の参加とする。

(エ) 保護者・担任・顧問との参加のための確認事項を決定する。

ウ 市や府の代表として大会参加する場合 (府民総体駅伝など)

(2) 原則として、3年生の特別時間割が開始されるまでとする。

(3) 土日の参加については、この限りではない。進路実現に支障がない範囲で、顧問の指示のもと練習に参加することは可能とする。

(4) 長期休業中についても、土日の参加のみ認める。

(5) 卒業後は、土日の活動のみ参加を認める。

15 公式戦の応援について

(1) 他の部活動の応援には行かない。ただし、兄弟（姉妹）の応援については、保護者同伴の場合のみ認める。

(2) 応援に行く場合

ア 服装は、制服または桃映ジャージに限る。

イ 携帯電話等、学校生活において不要物となるものは持って行かない。

ウ 応援の行き帰りは寄り道しない。